

令和3年4月1日

受験生の皆様へ

国による高等教育の修学支援新制度について

1. 支援の内容

函館大学は令和2年度から、国の「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度という。）の対象校となりました。修学支援新制度の対象者は、本学在学にあたり、以下の支援を受けることができます。

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額、年額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付、月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	100,000円	700,000円	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2の額		25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1の額		12,800円	25,300円

*年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更となります。

*第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、世帯の所得金額に基づく区分となります。(参考：日本学生支援機構)。

2. 修学支援新制度の対象新生の入学金・授業料の徴収猶予について

函館大学は、修学支援新制度の趣旨を踏まえ、修学支援新制度の対象となる新生及び対象となる見込みのある新生に対し、入学金・授業料の徴収期限を猶予します。

徴収期限の猶予は、所定の手続きをとることにより、入学手続き時に納入が必要な入学金と授業料の前期の納入期限を7月末日まで、授業料の後期の納入期限を12月末日まで猶予するものです。

徴収期限の猶予手続きは以下のとおりです。

A) 学校推薦型選抜(指定校、専門学科・総合学科、一般)の合格者の徴収期限の猶予手続き(表1参照)

①事前に修学支援新制度の予約申し込みを行い、採用候補者となった方は、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」に必要事項を記入したうえ、日本学生支援機構（JASSO）発行の「採用候補者決定通知」のコピーを添付し、令和3年12月20日（月）までに本学に提出してください。

入学後に修学支援新制度に申し込みを行う予定の新入生は、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（A様式1）の提出だけでかまいません。必要事項を記入し、令和3年12月20日（月）までに本学に返送してください。

②減免対象外の施設設備費（90,000円）・在籍基本料（30,000円）・委託徴収金（62,000円）の計182,000円を令和3年12月20日（月）までに納入してください。

*期日までに納入が確認できない場合、入学を辞退したものとみなします。

③施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計182,000円の入金と、①に記載した書類の提出が確認された者に対し、本学から徴収期限の猶予通知書を郵送いたします。入学後、徴収期限の猶予通知書に書かれた納入期限までに入学金と授業料を納入してください。

表1

期日	手続き
令和3年12月20日 (入学手続き期限)	・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」の提出期限
	・日本学生支援機構発行の「採用候補者決定通知」のコピー（予約採用者のみ）の提出期限
	・施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計182,000円の納入期限
令和4年7月末日	・入学金と授業料の前期分の納入猶予期限
令和4年12月末日	・授業料の後期分の納入猶予期限

B) 一般選抜（A日程）、大学入学共通テスト利用選抜（A日程）、編入学者選抜の合格者の徴収期限の猶予手続き（表2参照）

①事前に修学支援新制度の予約申し込みを行い、採用候補者となった方は、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」に必要事項を記入したうえ、日本学生支援機構（JASSO）発行の「採用候補者決定通知」のコピーを添付し、令和4年2月24日（木）までに本学に提出してください。

入学後に修学支援新制度に申し込みを行う予定の新入生は、「授業料等減免の

対象者の認定に関する申請書」(A 様式 1) の提出だけでかまいません。必要事項を記入し、令和 4 年 2 月 24 日 (木) までに本学に返送してください。

②減免対象外の施設設備費 (90,000 円)・在籍基本料 (30,000 円)・委託徴収金 (62,000 円) の計 182,000 円を令和 4 年 2 月 24 日 (木) までに納入してください。

*期日までに納入が確認できない場合、入学を辞退したものとみなします。

③施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計 182,000 円の入金と、①に記載した書類の提出が確認された者に対し、本学から徴収期限の猶予通知書を郵送いたします。入学後、徴収期限の猶予通知書に書かれた納入期限までに入学金と授業料を納入してください。

表 2

期日	手続き
令和 4 年 2 月 24 日 (入学手続き期限)	・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式 1)」の提出期限
	・日本学生支援機構発行の「採用候補者決定通知」のコピー (予約採用者のみ) の提出期限
	・施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計 182,000 円の納入期限
令和 4 年 7 月末日	・入学金と授業料の前期分の納入猶予期限
令和 4 年 12 月末日	・授業料の後期分の納入猶予期限

C) 一般選抜 (B 日程)、大学入学共通テスト利用選抜 (B 日程) の合格者の徴収期限の猶予手続き (表 3 参照)

①事前に修学支援新制度の予約申し込みを行い、採用候補者となった方は、同封した「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式 1)」に必要事項を記入したうえ、日本学生支援機構 (JASSO) 発行の「採用候補者決定通知」のコピーを添付し、令和 4 年 3 月 18 日 (金) までに本学に提出してください。

入学後に修学支援新制度に申し込みを行う予定の新入生は、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(A 様式 1) の提出だけでかまいません。必要事項を記入し、令和 4 年 3 月 18 日 (金) までに本学に返送してください。

②減免対象外の施設設備費 (90,000 円)・在籍基本料 (30,000 円)・委託徴収金 (62,000 円) の計 182,000 円を令和 4 年 3 月 18 日 (金) までに納入してく

ださい。

*期日までに納入が確認できない場合、入学を辞退したものとみなします。

③施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計 182,000 円の入金と、①に記載した書類の提出が確認された者に対し、本学から徴収期限の猶予通知書を郵送いたします。入学後、徴収期限の猶予通知書に書かれた納入期限までに入学金と授業料を納入してください。

表 3

期日	手続き
令和 4 年 3 月 18 日 (入学手続き期限)	・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式 1)」の提出期限
	・日本学生支援機構発行の「採用候補者決定通知」のコピー (予約採用者のみ) の提出期限
	・施設設備費・在籍基本料・委託徴収金の計 182,000 円の納入期限
令和 4 年 7 月末日	・入学金と授業料の前期分の納入猶予期限
令和 4 年 12 月末日	・授業料の後期分の納入猶予期限

3. 本学独自の特別奨学生制度と国の修学支援新制度の取り扱いについて

本学独自の特別奨学生を申請し、入学金や授業料の給付対象者となった新入生については、入学時点で本学独自の制度により入学金や授業料の特別額が適用されるため、国の修学支援新制度の対象となるのは、本学独自の特別奨学生として発生した減免後の金額となります。

詳細については、本学入試課にお問い合わせください。

以上